

## 令和3年9月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月27日(月) 午後3時30分～午後4時30分

2. 開催場所 三芳町役場 301 会議室

3. 出席委員 13 人

会長	鈴木 浩
会長職務代理	島田 正
委員	松本 薫
	抜井 俊
	武田 直章
	瀬島 吉明
	塩野 智恵
	山田 剛
	古寺 貞雄
	早川 忠男
	長谷川 清行
	松本 英雄
	鈴木 浩之

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第45号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件  
報告第38号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)  
報告第39号 2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)  
報告第40号 農用地利用配分計画の認可の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局 長	鈴木 義勝	事務局次長	小林 豊明
主任	田島 克章	主事	清水 大輝

## 6. 会議の概要

会長

それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。

本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員には、瀬島吉明委員、塩野智恵委員を選任します。

本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の清水主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

議案第45号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり

報告第38号、1、農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)、別紙のとおり

報告第39号、1、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)、別紙のとおり

報告第40号、1、農用地利用配分計画の認可の件(報告)、別紙のとおり

令和3年9月27日提出

三芳町農業委員会

会長 鈴木 浩

以上でございます。

会長

議案第45号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。

1ページをご覧ください。

議案第45号は農地法第5条の規定による農地転用許可申請になります。

番号1につきましては、権利が賃借権の設定となっております。

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇

の計3筆となっております。

所在につきましては、2ページ、3ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。

面積が上から1020㎡、156㎡、171㎡となっております。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請理由が、近隣工事現場の工事関係者車両駐車場(一時転用)となっており、転用期間は許可日から1年間となっております。

詳しい土地の選定理由ですが、〇〇〇〇の倉庫の新築工事の施工にあたり、敷地外に工事関係者車両の駐車場を確保する必要があり、工事現場敷地内や工事施工場所周辺では適当な場所が確保できず、やむを得ず当該地の土地所有者から承諾が得られた為、申請したとのこと。

詳しい土地利用計画図につきましては、4ページ、5ページをご覧ください。なお、5ページにつきましては、今回の転用許可申請の原因となる工事になる〇〇〇〇の倉庫の新築工事の土地利用計画図です。

続きまして、6ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。

こちら立地基準としては、農振農用地となります。

農振農用地の転用は原則不許可となっておりますが、許可相当とする理由としまして、不許可の例外規定である、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められる、という規定がございますので、本件はこれに該当するため許可見込みがあると考えております。

また、一般基準についてご説明いたします。

資力および信用についてや申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、添付の資料から支障がないと考えております。

次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。

事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

4番委員

今回申請された農地につきましては、現状においては農地として適切に管理されております。また、こちらの申請事由の元となりました〇〇〇〇の敷地につきましても、現在工事が行われており駐車場などを設置するスペースはほぼ無い状態でした。

申請内容については問題がないと思われませんが、4ページ目の土地利用計画図に図示されている砂利敷きの部分について、一時転用の工事完了後に原状回復できるかという疑念を感じております。

事務局 砂利敷きにつきましては、農地に接する道路と申請地の農地の高さについて道路面の方が高くなっていることから、道路に接しているところの農地の一部について砂利敷きしてその上に鉄板を敷いて高さ調整しているということでございます。今回の申請は一時転用であり、工事完了後については原状回復が必要です。原状回復することは申請人より提出された誓約書等で確認しております。もちろん、工事完了後は、農業委員会にて完全に原状回復しているかどうかを必ず確認致します。

4 番委員 わかりました。

会長 他に何か意見ございませんか。

< 異議なしの声あり >

会長 異議なしの声がでましたので、決定とします。

会長 議案第45号番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。  
1 ページをご覧ください。  
議案第45号番号2につきましては、権利が賃借権の設定となっております。  
所在が〇〇〇〇の1筆の一部となっております。  
所在につきましては、7ページ、8ページの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。  
面積が 2,881 m<sup>2</sup>のうち 1,490 m<sup>2</sup>となっております。  
貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
申請理由が、近隣建築工事に伴い必要となる建築資材置場、工事関係車両駐車場、現場事務所(一時転用)となっており、転用期間は令和3年11月1日から令和4年5月31日の7か月となっております。  
詳しい土地の選定理由ですが、借人が受注した近隣の建築工事に伴い、建築資材や外構工事に使用する単管パイプや鉄筋、重機の置場が必要となり、開発区域内では適当な場所が確保できず、やむを得ず当該地の土地所有者から承諾が得られた為、申請したとのことです。  
詳しい土地利用計画図につきましては、9ページ、10ページをご覧ください。  
続きまして、11ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。

こちら立地基準としては、農振農用地となります。  
農振農用地の転用は原則不許可となっておりますが、許可相当とする理由としまして、不許可の例外規定である、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められる、という規定がございますので、本件はこれに該当するため許可見込みがあると考えております。  
また、一般基準についてご説明いたします。  
資力および信用についてや申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、添付の資料から支障がないと考えております。  
次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。  
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

12番委員 2日前に、7番委員とともに貸人の〇〇〇〇宅を訪問し、貸人と一緒に現地を確認しました。  
畑は耕耘されているのですが、作付けは数年間されていないようです。  
現場には借人の〇〇〇〇の現場責任者の方がおりまして、話を聞きました。申請地にはブルーシートを敷いてその上に鉄板を敷くとのことでした。ご審議の程、お願いします。

会長 何か意見ございませんか。

9番委員 9ページの土地利用計画図に「計画建築物」とあるが、この建築物はこれから建築するのか。また、この建築物の許可はとれているのか。

事務局 今回の一時転用許可申請は、9番委員のおっしゃるとおり、建築物を建設するために、隣の農地を一時的に工事関係者用の駐車場や資材置場にするというものです。建築物については、都市計画課において開発許可がおりております。

会長 他に何か意見ございませんか。

2番委員 農地所有者の〇〇〇〇は、どこをかって自身の農地に進入しているのでしょうか。

12番委員	隣の農家さんの農地を通して進入されています。
会長	他に何か意見ございませんか。
5番委員	10ページの土地利用計画図において、雨水処理は自然浸透させるとありますが、12番委員の補足説明では鉄板の下にブルーシートを敷くとおっしゃっていて、ブルーシートを敷いて自然浸透するのか疑問に感じます。
事務局	申請書類の中で土地利用計画図については、鉄板の下にブルーシートを敷くという記載はありません。
会長	鉄板の下にブルーシートを敷いたとしても、申請地をすべて覆うブルーシートはないと思われます。
事務局	申請書類のうち見積書にはブルーシートの記載がありますが、先ほど申し上げましたとおり、農地全体にブルーシートを敷くということではないと考えております。その点については、事務局で申請人に対して確認致します。
会長	他に何か意見ございませんか。  <異議なしの声あり>
会長	異議なしの声がでましたので、決定とします。
会長	これよりは報告案件となるため、事務局より説明となるところですが、報告第38号番号1について〇〇〇〇委員が当事者になりますので、一時退席をお願いいたします。  (〇〇〇〇委員退席)
会長	それでは、報告第38号番号1について、事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局よりご報告いたします。 まず、報告第38号についてご報告いたします。 12ページをご覧ください。 報告第38号は、農地法第5条の規定による市街化区域内農地における転用届出

書受理の件です。

番号1につきましては、権利が使用貸借権の設定となっております。

所在が〇〇〇〇の1筆となっております。

所在につきましては、13ページから15ページまでの案内図、公図の写し、土地利用計画図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、市街化区域のため農業振興地域には該当しません。

面積が1,046 m<sup>2</sup>となっております。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、工事車両用駐車場及び資材置場(一時転用)となり、転用期間は令和3年9月11日から令和3年12月28日までとし、受理済みです。

以上です。

会長

報告第38号番号1について事務局より報告が終了しました。〇〇〇〇委員に席の方にお戻りいただきます。事務局より〇〇〇〇委員にお伝えください。

(〇〇〇〇委員戻る)

会長

それでは報告第39号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

続いて報告第39号についてご報告いたします。

16ページをご覧ください。

報告第39号は、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件となっております。

これは、耕作を行う者が、その事業のため、農機具置場・倉庫などの農業用施設を設置するにあたり、施設に必要な敷地面積が2アール未満である場合は、届け出を行うことで設置することができます。

また今回の報告案件は、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認にて、当該地に農業用施設が設置されていることを確認したことから、2アール未満の届出を出すよう指導をし、届出をしていただき、今回報告するものです。なお、議案書の地番の表記につきましては、以前の総会でお話しさせていただいた通り、区分わけしている地番につきましては、本来の地番の後にハイフンを入れ、区分番号を入れることで同一地番中を分けておりますので、ご理解ください。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

番号1につきましては、所在が〇〇〇〇の計1筆で、面積は1,684 m<sup>2</sup>のうち

13. 78㎡、となっております。

所在等につきましては、17ページから20ページまでの案内図、公図の写し、配置図、立面図、平面図をご覧ください。

申請人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、農業用のパイプ倉庫として受理済みです。

事務局

続いて報告第40号についてご報告いたします。

21ページをご覧ください。

報告第40号は、農用地利用配分計画の認可の件となっております。

この案件は、令和3年6月の総会にて農地中間管理機構を通しての貸し借りをを行う件で審議をいただき、決定をいただきました。その後、農地中間管理機構から借り受ける方が決定し、県から認可の上、公告がなされたことについて、農業委員会あてに通知がありましたのでこの場でご報告するものです。

番号1につきましては、権利が使用貸借権の設定となっております。

所在につきましては、22ページから23ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

所在が〇〇〇〇、面積が993㎡で登記簿地目、現況地目ともに畑です。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇、

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、令和3年9月1日から令和9年8月31日までの6年となります。

なお、公告日は令和3年8月30日となっております。

番号2につきましては、権利が賃借権の設定となっております。

所在につきましては、24ページから26ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

所在が上から、〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇で

面積が上から、991㎡、113㎡、1,158㎡で、登記簿地目、現況地目ともに畑です。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、令和3年9月1日～から令和13年8月31日までの10年となります。

なお、公告日は令和3年8月30日となっております。

事務局からは以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。

最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。議案の議

決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和3年10月25日

議長 鈴木 浩

署名委員 瀬島 吉明

署名委員 塩野 智恵